

# 新しい生活様式推進機器購入等支援事業 主な対象事業者

別紙

(1) 山梨県内において、消費者との間で決済を行う中規模以下の事業者等

支援額：1店舗・施設あたり最大30万円

No.	対象区分	従業員 50人以下	従業員 100人以下	主な対象	確認書類
1	飲食店	○		食堂、レストラン、すし店、喫茶店、喫茶店、ハンバーガー店、たこ焼店、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、飲食を提供するドライブイン 等	営業許可証
2	宿泊業・飲食サービス業 持ち帰り・配達飲食サービス業	○		持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売(調理を行うもの)、配達飲食サービス業(宅配ピザ屋、仕出し料理、弁当屋、デリバリー専門店) 等	
3	宿泊業		○	旅館、ホテル、民宿、山小屋、カプセルホテル、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、バンガロー、住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスを行う事業者 等 ※山小屋は別に定める山小屋向け支援事業を活用いただけます。詳しくはお問い合わせください。	
4	小売業	各種商品小売業	○	ミニスーパー(衣食住にわたって小売するもの) 等	法人：履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの、写し可) 個人：事業の開業・廃業等届出書 ※上記書類により事業の確認ができない場合は、当該事業を営んでいることがわかる写真・資料等
5		織物・衣服・身の回り品小売業	○	呉服・服地小売業、寝具小売業、男子服小売業、婦人服小売業、子供服小売業 靴・履物小売業、カバン・袋物小売業、下着類小売業、化粧品小売業、帽子小売業、傘小売業 等	
6		飲食料品小売業	○	各種食料品小売業、酒小売業、菓子・パン・ケーキ小売業、アイスクリーム小売業、コンビニエンスストア、牛乳小売業、コーヒー小売業、そう菜屋、駅弁売店 等	
7		機械器具小売業	○	自動車小売業、自動車部分小売業、二輪自動車小売業、自転車店、電気機械器具小売業、中古電気製品小売業、その他の機械器具小売業 等	
8		その他の小売業	○	家具小売業、ベッド小売業、刃物小売業、日用雑貨小売業、医薬品・化粧品小売業(ドラッグストア)、農業用機械器具小売業、種苗小売業、ガソリン小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品小売業、おもちゃ屋、楽器小売業、時計屋、ホームセンター、花屋、ペット用品小売業 等	
9	運輸業	道路旅客運送業	300人以下	タクシー業、福祉タクシー業、貸切バス業 等	
10	その他の教育、学習支援業	社会教育		図書館、博物館、美術館、植物園、青少年教育施設、児童自立支援施設 等	
11		学習塾		学習塾	
12		教養・技能教授業		音楽教授業、書道教授業、そろばん塾、英会話教室、スポーツ・健康教授所、スイミングスクール、ヨガ教室、気功術教授所、テニス教室、体操教室、ゴルフスクール、囲碁教室、ダンス教室、料理学校、自動車教習所(各種学校でないもの) 等	
13	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業		洗濯業、クリーニング業、リネンサプライ業、理容店、銭湯業、エステティックサロン、ボディケア・ハンドケア、ネイルサロン、コインランドリー業 等	
14		その他の生活関連サービス業		旅行業、衣服裁縫修理業、葬儀業、結婚式場業、結婚相談業、デジタルカメラ写真プリント業、易断所、観光案内業(ガイド)、靴磨き業、ペット美容室、運転代行業、チケット類売買業、宝くじ売さばき業、ハウスクリーニング業 等	
15		娯楽業		映画館、劇場、スポーツ施設提供業、アイススケート場、プール、乗馬クラブ、体育館、ゴルフ場、ボウリング場、テニス場、フィットネスクラブ、公園、遊園地、ビリヤード場、パチンコ店、ゲームセンター、ダンスホール、芸妓業、カラオケボックス、プレイガイド、釣堀業 等	
16	初詣に係る地元自治会等から構成される感染症対策を実施する団体			過去3カ年において、正月三が日の参拝者数が1万人を超えたことがある初詣 ※感染症対策実施計画で定めた境内地外の初詣対策	申請様式を参照

上記の他にも、県内において消費者との間で決済を行う中規模以下の事業者が対象です。対象か迷う場合はお問い合わせください。

(2) 山梨県内において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者

支援額：1施設あたり最大300万円 (支援率3/4)

宿泊業	規模を問いません	旅館、ホテル、民宿、カプセルホテル、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、バンガロー 等 ※山小屋は別に定める山小屋向け支援事業を活用いただけます。詳しくはお問い合わせください。	営業許可証
-----	----------	---	-------

※(1)中規模以下の事業者向けと(2)宿泊事業者向けを重複して申請することはできません。

## 新しい生活様式推進機器購入等支援事業 主な対象備品及び消耗品

・工事を要する場合の工事費用は対象外です(対象機器の購入費用は対象となります)。

やまなしグリーン・ゾーン認証基準に適合する設備改修工事は、設備改修補助金の対象となる場合があります。迷う場合はご相談ください。

## 【備品】

用途	品名
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済端末(ソフトウェア含む)、決済端末と接続して利用する汎用端末(PC、スマートフォン、タブレット端末、バーコードリーダー等)、据付・配線等
発熱確認	熱感知カメラ(サーモグラフィ)、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板
滅菌	衣服等滅菌装置、紫外線滅菌機器、スリッパ消毒装置、トンガ等自動消毒装置、抗菌抗ウイルス対応品、加湿器
手洗い	除菌電解水給水器、ペーパータオルホルダー
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター(扇風機)、網戸、二酸化炭素濃度測定器
接触防止	料理運搬用ワゴン、配達用自転車、順番待ちお知らせシステム、混雑回避のためのオンライン予約システム、テレワーク導入システム、呼び出しベル(飲食店待ち客用)、非接触注文アプリ、アクリルパーティション・アクリル板(※アクリル製でなくても飛沫を防止できるものであれば対象)、人感センサー付き照明器具、簡易センサー型自動水栓、自動カーテン開閉装置、ビニールシート(送迎車などの仕切り)、透明ビニールカーテン(受付などへ設置)、デリバリー配達バッグ、レイアウト変更に伴う新たなイス・机、マイクロフォン・拡声器、一人鍋・一人皿、消毒液設置台、蓋付き便器(温水洗浄付きのもの、自動洗浄付きのものを含む。ただし、蓋を閉じて洗浄することを表示してください)
※その他、新しい生活様式の推進に資するもので知事が認めるもの(対象か迷う場合は事務局へご相談ください)	
(以下は対象になりません)	
次亜塩素酸水噴霧器	次亜塩素酸水の噴霧は人体に害を及ぼすことが指摘されているため(備品等を消毒するための生成器は対象です)
ハンドドライヤー	水滴によるウイルス拡散が指摘されているため
一般的なエアコン	エアコンは室内の空気を循環させ「冷房」「暖房」を目的として使用するものであり、一般的なエアコンは対象外とします。ただし、換気機能付き、空気清浄機能付きなど、感染症予防の効果があると考えられるものは対象(工事費用は対象外)。
蓋なし温水洗浄便座	温水洗浄便座のみでは新しい生活様式とは言えないため。
新しい生活様式の推進が主たる目的でないもの	通常業務に利用するパソコン、スマートフォン、タブレット端末、自動車、掃除機、布団乾燥機など汎用性があるものは原則として対象外です。感染予防など新しい生活様式のために特別な理由がある場合は、申請書にその旨をご記載ください。
消費者庁から注意喚起されているものは、感染予防の効果について、現段階においては客観性及び合理性を欠くものがあるので、対象にならない場合があります。	

※消耗品のみ購入及び役務の提供、リース、保守費用等は支援対象となりません。